

事務局 長
医学教育部 長
病 院 長
教 務 部 長 殿
学 生 部 長
図 書 館 長
防衛医学研究センター長
高等看護学院長

防衛医科大学校長

見舞金支給の細部実施要領について（通知）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

標記について、防衛医科大学校の不法行為により損害をうけた者に対する見舞金の支給について（通達）（防医総総第1939号。24. 9. 14）（以下「通達」という。）に基づく見舞金支給の細部実施要領を下記のとおり定めたので通知する。

記

1 運用基準

通達のほか、別紙「見舞金運用基準」によるものとする。

2 支給手続

- (1) 原則として、賠償担当職員を出納員に指定し、これに資金を交付して支給を行うものとする。
- (2) 支給に当たっては、別紙様式第1により、賠償実施機関の長である学校長の承認を得た後、別紙様式第2により資金の請求を行うものとする。
- (3) 支給の事実については、出納員の所属課長若しくは同行者が別紙様式第3により証明するものとする。
- (4) 緊急を要する場合及び見舞品として支給する場合は、私金立替によることができるものとする。
- (5) 見舞品による場合は、購入領収書を提出させるものとする。

見舞金運用基準

支給目的

- 損害賠償の迅速かつ円滑な解決に資すること
- ※ 見舞金は賠償金とは別のものである。

損害賠償責任の有無（不法行為と損害の因果関係）判定基準

- 状況上明白な場合
- 安全管理委員会、事故調査委員会等における結論が得られている場合
- 警察等捜査機関が断定している場合
- 当事者の証言、警察等の捜査状況から賠償責任が強く示唆される場合
- 安全管理委員会、事故調査委員会等において、一応の有責見解が得られる場合

支給目的との整合判定基準

- 被害者が賠償を望んでおり、見舞金を支給することにより迅速・円滑な賠償交渉が期待できる場合
- 被害者が訴訟の提起を企図しているが、見舞金の支給により賠償交渉に応じる可能性がある場合
- 被害者が報道機関、反対勢力等と連携する虞があるが、見舞金の支給により、これを防止し、賠償交渉に応じさせる可能性がある場合

例 外

- ※ 被害者が賠償交渉を拒否し訴訟が避けられない場合であっても、誠意ある対応を行ったことで損害賠償金の減免が期待される場合は支給を考慮する。この場合、可能な限り賠償交渉の実施を迫及する。

支給方法（共通）

- 原則として、謝罪、賠償交渉のため被害者を訪問する際に支給するものとする。
- すでに発生から相当の時日を経過したものについては、原則として交渉途中に支給するものと同額（3,000円）以内を見舞品として支給する。
- 被害者が法人である等、見舞金の支給を要しない場合は支給しない。
- 予算の状況により、支給基準額から減額して支給することができる。

支給方法（事例別）

- 死亡事例
謝罪、見舞又は弔問時に現金で支給することを原則とするが、遺族の希望により、全部又は一部を生花、花輪等を見舞品に代えることができる。不法行為の損害への寄与が小さい場合は、傷害の事例に準じ減額することができる。
- 傷害・物損事例
 - ・ 推定される損害賠償金額を超えない範囲、原則として療養賠償又は財産賠償の額を超えないもので社会通念上の金額とする。
 - ・ 円滑・迅速な損害賠償交渉が可能な場合は、原則として交渉途中に支給するものと同額（3,000円）以内を見舞品として支給する。
 - ・ 金銭で支給するか物品で支給するかは状況によるものとする。
- 賠償交渉途中
損害賠償交渉が長期にわたる場合、賠償担当官が被害者を訪問する際、1月に3,000円を限度に支給する。この場合、原則として見舞品として支給するものとする。

別紙様式第1

平成 年 月 日

見舞金使用伺

防衛医科大学校の不法行為により損害をうけた者に対する見舞金の支給について（通達）（防医総総第1939号。24.9.14）に基づき、下記のとおり見舞金を支給する。

記

- 1 支給先（住所、氏名）
- 2 支給予定日
- 3 支給方法
- 4 金額
- 5 支給理由

別紙様式第2

平成 年 月 日

見舞金請求書

(資金前渡官吏)

殿

(出納員)

印

標記について、別添見舞金使用伺のとおり学校長の承認を得たので、資金の交付を依頼する。

添付書類：見舞金使用伺（写）

支給証明書

項目	金額	備考
見舞金（見舞品）として		

上記を _____ に支給した。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

(出納員)

印

上記支給されたことを証明する。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

(出納員所属課の長・同行者)

印